

消防危第 263 号
平成 24 年 12 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」等の一部改正について

圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用については、「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成 17 年 3 月 24 日付け消防危第 62 号。以下「62 号通知」という。）及び「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（平成 24 年 5 月 23 日付け消防危第 140 号。以下「140 号通知」という。）によりお願いしているところです。

今般、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 103 号）により、圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準が改正されたことから、62 号通知及び 140 号通知を下記のとおり改めることとしましたので通知します。

貴職におかれましては、このことに留意され、引き続き適切な運用をお願いするとともに、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 62号通知の一部の改正について

62号通知を次のように改正する。

- 1 第1（2を除く。）中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。
- 2 第1、1（1）中「常用の圧力が40MPa以下の圧縮水素」を「圧縮水素」に、「圧縮水素を充てん」を「圧縮水素を充填」に改める。
- 3 第1、2中「特定圧縮水素スタンドの」を「圧縮水素スタンドの」に、「特定圧縮水素スタンドは」を「圧縮水素スタンド（常用の圧力82MPa以下のものに限る。以下同じ。）は」に改める。

第2 140号通知の一部改正について

140号通知の一部を次のように改正する。

本文中「特定圧縮水素スタンド」を「圧縮水素スタンド」に改める。

第3 運用期日について

この通知のよる改正後の62号通知及び140号通知は、平成24年12月18日から施行する。

(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：三浦課長補佐、七條係長 TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534
--

「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成 17 年 3 月 24 日消防危第 62 号)

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>第 1 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準</p> <p>1 <u>圧縮水素スタンド</u>、防火設備及び温度の上昇を防止する装置の定義に関する事項</p> <p>(1) <u>圧縮水素スタンド</u>とは、一般高圧ガス保安規則(昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号。)第 2 条第 1 項第 2 5 号に定める「<u>圧縮水素</u>を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該<u>圧縮水素</u>を充填 するための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペンサー等で構成されている。</p> <p>また、改質装置とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原燃料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 <u>圧縮水素スタンド</u>の技術上の基準に関する事項</p> <p><u>圧縮水素スタンド(常用の圧力 8.2 MPa 以下のものに限る。以下同じ。)</u>は、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 の規定によるほか、危険物の規制に関する規則(昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号。)第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号に定める基準に適合することとされている、この場合、次の事項に留意すること。</p>	<p>第 1 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準</p> <p>1 <u>特定圧縮水素スタンド</u>、防火設備及び温度の上昇を防止する装置の定義に関する事項</p> <p>(1) <u>特定圧縮水素スタンド</u>とは、一般高圧ガス保安規則(昭和 4 1 年通商産業省令第 5 3 号。)第 2 条第 1 項第 2 5 号に定める「<u>常用の圧力が 4.0 MPa 以下の圧縮水素</u>を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該<u>圧縮水素</u>を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備」をいい、水素を製造するための改質装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペンサー等で構成されている。</p> <p>また、改質装置とは、ナフサなどの危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原燃料として、これを改質し水素を製造する装置をいう。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 <u>特定圧縮水素スタンド</u>の技術上の基準に関する事項</p> <p><u>特定圧縮水素スタンド</u></p> <p><u>は</u>、一般高圧ガス保安規則第 7 条の 3 の規定によるほか、危険物の規制に関する規則(昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号。)第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号に定める基準に適合することとされている、この場合、次の事項に留意すること。</p>

(1)～(4) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 圧縮水素スタンドの設備又はその近傍に設けられた散水装置等から水が放出された場合、この水が給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

(3)及び(4) (略)

(5) 圧縮水素スタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドのガス設備の間に防熱板を設ける方法があること。

第2 (略)

(1)～(4) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) 特定圧縮水素スタンドの設備又はその近傍に設けられた散水装置等から水が放出された場合、この水が給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置とは、給油空地等、ポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近と散水される範囲との間に排水溝を設置すること等をいうこと。なお、排水溝は、散水装置等の設置状況及び水量を考慮して、排水能力（幅、深さ、勾配等）が十分なものとする。

(3)及び(4) (略)

(5) 特定圧縮水素スタンドのガス設備（ガスが通る部分）で火災が発生した場合にその熱の影響が簡易タンクへ及ぶおそれのある場合に講じる措置とは、簡易タンクと特定圧縮水素スタンドのガス設備の間に防熱板を設ける方法があること。

第2 (略)